

# 高砂青松

The Rotary Club of Takasago Seisho, Japan

## Rotary Club



慈愛の種を播きましょう  
SOW THE SEEDS OF LOVE

2002~2003年度国際ロータリーのテーマ



### 例会記録 (2002. 7. 17 (水)) 通算1172回

ソング 「奉仕の理想」

来訪ロータリ  
アン報告(廣瀬)

植 杉 安 夫 様 (高砂R.C.)  
野々村 幸 三 様 (高砂R.C.)  
小 嶋 幸 次 様 (高砂R.C.)

出席報告  
(川崎)

7月3日 会員数54名 欠席者 2名 出席率 96.30% <修正による>  
7月17日 会員数52名 欠席者 17名 出席率 67.31%

ニコニコ報告

秋 元 康 人 …… 勝手ばかりしております。久しぶりに例会に出席しました。新年度が始まり、会長さん、幹事さん、御苦労様です。

小 林 久 夫 …… 早退します。  
丸 山 滋 夫 …… 早退します。  
井 野 隆 弘 …… 早退します。

#### プログラム予定

7月17日(水)	7月24日(水)	7月31日(水)	8月7日(水)
各委員会 事業計画説明	各委員会 事業計画説明	早朝職場例会 十輪寺 6:30	会員増強 職業分類委員会

会長 柿 木 國 夫 幹事 庄 司 武 クラブ会報委員長 佐 野 栄 作  
例会日時 毎週水曜日 12:30 例会場 高砂商工会議所会議室(2F)

事務局 高砂商工会議所内 〒676-0064 高砂市高砂町北本町1104 電話 (0794) 43-0500(代)

1. ガバナー事務所より

- ① 「ポリオ撲滅募金キャンペーン」説明用CD-Rが届いております。事務局で保管いたしますのでご覧になりたい方は事務局まで。
- ② ロータリー財団月間卓話依頼書が届いています。  
R財団委員会でご対応をお願いします。
- ③ 2003-2004年度国際青少年交換学生（親善大使）募金の案内が届いています。  
同じくロータリー青少年交換長期プログラム（一年間の海外留学）のための申請書が届いています。  
青少年奉仕委員会で対応をお願いします。

2. 市内7クラブ会長幹事会開催の案内

7月31日（水）7：00より鹿島殿  
会長・幹事出席します。

3. あかりの家より、第16回あかり祭り開催の案内

日時 8月4日（日）午後5：00～7：30  
場所 あかりの家グランド  
多数の参加よろしくをお願いします。

4. ロータリーワールド回覧いたします。（R.I.より）

5. 相生ロータリークラブより週報が届いています。回覧いたします。

6. 例会変更のお知らせ

明石南R.C.  
8/16（金） → 「休会」定款第4条第1節による休会  
8/30（金） → 「納涼例会」

会長の時間

平成11年11月28日、東名高速上り車線で4人家族が乗った乗用車の後部に大型トラックが激突、もれ出したガソリンに引火し、トラックと乗用車の2台とも炎上、乗用車は大破、後部座席に乗っていた3才と1才の女兒が死亡、助手席の主人は頭や背中に大やけど、運転の妻も頭など打ってけがをした。この事故は、皆さんの記憶に残っている事故だと思います。トラックの運転手は大量のウィスキーを飲み蛇行運転を続けて起こした事故でした。しかし判決は懲役4年という軽いものでした。同じ憤りを持つ遺族らの16万人署名を法務省に提出して、悪質交通違反の罰則強化が閣議決定され、今年6月1日より、施行され

ております。にもかかわらず先日JRの長距離バスの運転手が出勤前から酒を飲み、バスを運転しながら缶酎ハイを飲み、サービスエリアで駐車中の乗用車と接触事故を起こした。乗客が家族や知人に「運転手が飲酒運転をしているようだ。怖い。」「路肩に乗り上げた」などと車内からメールを送っていたと言う。多勢の命を預かる者があわや大惨事に、恐ろしい事です。職業倫理を何と考えているのでしょうか。

# 悪質・危険な違反の罰則等強化!



## 罰則の強化（懲役刑1.5~4倍、罰金刑2.5~6倍）

違反名	改正前	改正後
ひき逃げ（救護義務違反）	3年以下の懲役又は20万円以下の罰金	5年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒酔い運転*	2年以下の懲役又は10万円以下の罰金	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒気帯び運転*	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
麻薬等運転*	2年以下の懲役又は10万円以下の罰金	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
過労運転等*	6月以下の懲役又は10万円以下の罰金	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
無免許運転*	6月以下の懲役又は10万円以下の罰金	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
不正手段による免許取得	1年以下の懲役又は10万円以下の罰金	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
共同危険行為等	6月以下の懲役又は10万円以下の罰金	2年以下の懲役又は50万円以下の罰金

※酒酔い運転など\*印の違反を「下命・容認」した場合、その車の使用者（事業主など）には、同等の罰則が適用されます。

## 悪質違反の違反点数（基礎点）が大幅アップ

●罰則の対象となる酒気帯び運転の基準が引き下げられたことにより、酒気帯び関連の「違反種別」が増え、点数もアップ。



違反行為の種別	違反点数	
	改正前	改正後
酒酔い運転/麻薬等運転/共同危険行為等違反	15点	25点
酒気帯び(0.25以上)無免許運転	13点	23点
酒気帯び(0.25未満)無免許運転	12点	20点
無免許運転	12点	19点
酒気帯び(0.25以上)速度超過(50以上)等	13点	19点
酒気帯び(0.25以上)速度超過(30(高速40)以上50未満)等	9点	16点
酒気帯び(0.25以上)速度超過(25以上30(高速40)未満)等	8点	15点
酒気帯び(0.25以上)速度超過(25未満)等	7点	14点
酒気帯び(0.25以上)/過労運転等	6点	13点
酒気帯び(0.25未満)速度超過(50以上)等	12点	13点
酒気帯び(0.25未満)速度超過(30(高速40)以上50未満)等	6点	9点
酒気帯び(0.25未満)速度超過(25以上30(高速40)未満)等	3点	8点
酒気帯び(0.25未満)速度超過(25未満)等	1~2点	7点
酒気帯び運転(0.25未満)	ナシ	6点

※酒気帯び運転の( )内の数値は、呼気1リットル中のアルコール濃度で、単位はmgです。  
※速度超過の( )内の数値の単位はkm/hです。